

児童生徒が巻き込まれる重大自転車事故が管内で続発！

# 自転車の安全な 乗り方指導の徹底を！



児童生徒が当事者となった自転車事故は、「一時不停止」「安全不確認」が半数以上を占めています（※1）。2学期始めに、「岡山県自転車安全利用5則」に基づいて自転車の交通ルールとマナーを指導し、児童生徒を自転車事故から守りましょう。

（※1 平成28年6月末の交通事故発生状況 岡山県警察）

ブレーキやベル、ライト、後方反射板など、自転車の点検や整備にも取り組みましょう。

## 岡山県自転車安全利用5則

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る ※左図参照
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間のライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

13歳未満に対する努力義務

